

本人確認情報の県事務利用状況について

◎ 平成22年度利用状況

項目	利用事務の概要	担当課	平成22年度			
			申請件数	利用件数	利用率	
住基法別表5	恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	職員課	—	3,387	—
	消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	消防課	190	115	60.5%
	原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認、生存確認	地域福祉課	—	1,581	—
	電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	ものづくり振興課	913	506	55.4%
	宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	建築指導課	218	109	50.0%
	旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	国際課	55,754	52,213	93.6%
条例	県税賦課徴収	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の際の住所確認	税務課	—	104,839	—
	退職年金の支給	受給者の住所確認、生存確認	職員課	—	286	—
合計				57,075	163,036	—

<年度別推移>

項目	H19		H20		H21		H22		H23 (H24.1月末現在)		累計		
	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	
住基法別表5	恩給法	755	—	3,525	—	3,158	—	3,387	—	2,034	—	12,859	—
	消防法	1	6.3%	127	75.6%	162	84.8%	115	60.5%	93	64.6%	498	70.2%
	原爆被爆者援護法	1,868	—	1,745	—	1,688	—	1,581	—	1,192	—	8,074	—
	電気工事士法	34	40.0%	326	48.9%	511	60.3%	506	55.4%	470	59.5%	1,847	55.9%
	宅地建物取引業法	38	35.8%	147	47.3%	94	42.0%	109	50.0%	56	41.5%	444	44.7%
	旅券法	—	—	44,540	88.9%	48,584	93.0%	52,213	93.6%	40,678	93.6%	186,015	92.3%
条例	県税の賦課徴収	—	—	69,209	—	103,870	—	104,839	—	56,289	—	334,207	—
	退職年金の支給	—	—	237	—	322	—	286	—	222	—	1,067	—
合計		2,696	—	119,856	—	158,389	—	163,036	—	101,034	—	545,011	—

※利用率は申請を伴う事務のみ

住民基本台帳法の規定

(本人確認情報)

第30条の5第1項の規定により、

本人確認情報は、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード、変更情報をいう

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第30条の8

第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 1 別表5に掲げる事務を遂行するとき。
- 2 条例で定める事務を遂行するとき。

3 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

4 統計資料の作成を行うとき。